

第35回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部決定事項 緊急事態措置の延長に対する嘉麻市の対応について

令和3年9月10日（金）

福岡県の緊急事態措置の実施期間が9月12日までとなっておりますが、依然として病床使用率等が高く、解除をすることは困難であるといった判断から、緊急事態措置の実施期間が、令和3年9月30日まで延長されることとなりました。

つきましては嘉麻市の対応につきましても、当該延長された期間は、原則、従前と同様に実施することとします。

1. 嘉麻市公共施設の対応について

福岡県の「緊急事態措置の実施」の県有施設の取り組み及び感染状況を鑑み、原則、嘉麻市の公共施設は、令和3年9月30日まで閉館します。ただし、生活に密着した温浴施設（入浴のみ）、道の駅うすい、山田活性化センター、カッホー馬古屏及び宿泊施設（足白農泊施設）については、感染対策を徹底し開館します。

【生涯学習課所管全施設】

- 山田生涯学習館
- 上山田住民ホール
- 山田市民センター
- 下山田小学校白馬ホール
- 山田地区公民館（山田生涯学習館内）
- 山田地区公民館 熊ヶ畑分館（白雲荘内）
- 山田地区公民館 上山田分館（上山田住民ホール内）
- 山田地区公民館 大橋分館（山田市民センター内）
- 山田地区公民館 下山田分館（下山田小学校白馬ホール内）
- 稲築地区公民館
- なつき文化ホール
- 嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ
- 嘉穂地区公民館（嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ内）
- 嘉穂地区公民館 宮野分館
- 嘉穂地区公民館 足白分館
- 嘉穂地区公民館 千手分館
- 嘉穂地区公民館 大隈分館（嘉穂ふるさと交流館内）
- 碓井住民センター
- 碓井地区公民館

- 山田図書館
- 嘉穂図書館（嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ内）
- 稲築図書館（稲築地区公民館内）
- 碓井図書館
- 織田廣喜美術館
- 山田郷土資料室（山田市民センター内）
- 稲築文化ふれあい伝承館
- 碓井郷土館（織田廣喜美術館内）
- 碓井平和祈念館（碓井図書館内）
- 嘉穂ふるさと交流館

※ただし、図書館については、館入口にて臨時窓口を開設し、予約資料（本、視聴覚教材等）の貸出・返却のみ対応する。開設時間は月曜日から金曜日の10時から16時30分まで

※措置期間中は、生涯学習課事業をすべて停止する。

※コロナワクチン接種会場となっている施設はこの限りではない。

※災害避難発令の場合、当該施設は避難所として活用する。

【社会体育施設】

山田地区：山田野球場、山田武道館、サルビアパーク、山田弓道場、山田友愛グラウンド、

稲築地区：稲築野球場、稲築運動場、稲築町制40周年記念運動広場、稲築武道館、温水プールスイミングプラザなつき、稲築体育館、稲築屋内球技場、稲築鴨生公園内運動場、稲築山野公園内野球場、

碓井地区：碓井グラウンド、碓井野球場、碓井屋内ゲートボール場、

嘉穂地区：嘉穂野球場、嘉穂総合体育館、嘉穂陸上競技場、大隈体育館、宮野グラウンド、宮野体育館、千手グラウンド、千手体育館、泉河内グラウンド、泉河内体育館

【健康課所管施設】

稲築保健センターの健康増進室及び会議室

稲築保健センターの閉館時間を午後8時から午後5時とする。

【産業振興課所管施設】

※産業会館は休館。

※足白ボルタリングセンターは休館を要請

※キャンプ場は休館を要請する。

※足白農泊施設：会議室等の貸館業務は利用を停止する。宿泊業務は共有部分の利用を午後8時までには制限するとともに、原則として定員50%以内で運用する。

【温浴施設】（入浴のみ）

- ふるさと交流館なつきの湯
- 山田憩いの家「白雲荘」
- 嘉穂老人福祉センター
- うすい人権啓発センターあかつき
- 稲築社会福祉センター
- 稲築老人憩いの家

※入浴のみ開館（利用時間、利用人数等の制限あり）

○開館時間は午後8時までとする。

○利用者は嘉麻市民限定とする。

○入浴時間を1人30分程度（所要時間としては、着替え等を含め40分程度）とする。

【人権・同和対策課施設】

うすい人権啓発センターあかつき、嘉穂隣保館（相談業務は電話で対応）

【子ども育成課所管施設】

子育て支援センターは休所とする。（電話相談のみ実施）

嘉穂第二児童館、稲築西児童館、稲築東児童館については、当面の間、休館を継続する。

学童保育所は、緊急事態宣言期間中の土曜日を臨時休所とし、施設の消毒作業を行う。

ただし、就労等の都合で、家庭で保育できない場合は、お預かりをする。

【学校施設】

学校施設の開放を中止する。

2. イベント等の開催について

福岡県の「緊急事態措置の実施」の県主催のイベント等の対応に準じて、令和3年9月30日まで嘉麻市主催のイベント等について中止もしくは延期します。

ただし、実施時期が限定されているものや法令等により実施が義務付けられているもの（予防接種や健康診査など）については、やむを得ず実施可能としますが、実施にあたっては、感染対策を徹底し、実施することとします。